

岩手県告示第857号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定に基づき、次の区域を海岸保全区域として指定する。

平成28年11月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 海岸名 岩手県三陸南沿岸白浜（釜石）漁港海岸白浜（釜石）地区海岸
- 2 指定区域 次の基点1から基点21までの各点を順次に直線で結んだ線及び基点21と基点1を直線で結んだ線により囲まれた区域

- 基点1 北緯39度14分16秒19665、東経141度55分19秒57496
- 基点2 北緯39度14分15秒24223、東経141度55分19秒98863
- 基点3 北緯39度14分15秒15486、東経141度55分19秒60468
- 基点4 北緯39度14分15秒31368、東経141度55分19秒51223
- 基点5 北緯39度14分15秒06128、東経141度55分18秒63604
- 基点6 北緯39度14分14秒67961、東経141度55分19秒07133
- 基点7 北緯39度14分14秒27975、東経141度55分19秒40917
- 基点8 北緯39度14分14秒18997、東経141度55分19秒42868
- 基点9 北緯39度14分13秒97772、東経141度55分18秒99505
- 基点10 北緯39度14分14秒58873、東経141度55分18秒12900
- 基点11 北緯39度14分14秒44210、東経141度55分16秒80881
- 基点12 北緯39度14分14秒45540、東経141度55分15秒98560
- 基点13 北緯39度14分14秒68662、東経141度55分15秒98229
- 基点14 北緯39度14分14秒76105、東経141度55分15秒81414
- 基点15 北緯39度14分14秒75884、東経141度55分12秒63689
- 基点16 北緯39度14分15秒08541、東経141度55分11秒80450
- 基点17 北緯39度14分15秒79597、東経141度55分11秒02725
- 基点18 北緯39度14分16秒23658、東経141度55分11秒76076
- 基点19 北緯39度14分15秒71251、東経141度55分12秒28131
- 基点20 北緯39度14分15秒33424、東経141度55分13秒29179
- 基点21 北緯39度14分15秒31962、東経141度55分15秒56635

備考 関係図面は、岩手県農林水産部漁港漁村課及び沿岸広域振興局水産部に備えておいて縦覧に供する。